⑶　法第10条第１項の認定後に実施された返金措置に要した資金の調達方法を証する資料
表６のとおり。

（表６）

番号	添付資料の標目	証する事実	備考

以上

（記載要領）

［１～３　略］

４　添付資料

①法第10条第１項の認定後に実施された返金措置を実施されたことを証する資料、②認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する実施状況を証する資料、③法第10条第１項の認定後に実施された返金措置に要した資金の調達方法を証する資料を添付する。日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は関係部分の抄訳を添付する。

⑴　［略］

⑵　②認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する実施状況を証する資料

上記②の資料として、実施予定返金措置の対象となる者に対し、個別の通知をしたことを証する資料を添付するに当たっては、表２記載の当該実施予定返金措置の対象となる者に対応する番号順に当該資料を整理した上で添付する。また、表５－１に、当該資料が証する事実等を記載する。

個別の通知以外の方法による周知をしたことを証する資料を添付するに当たっては、表５－２に、当該資料が証する事実等を記載する。

⑶　③法第10条第１項の認定後に実施された返金措置に要した資金の調達方法を証する資料

上記③の資料を添付するに当たっては、表６に、当該資料の証する事実等を記載する。

（その他一般的な注意事項）

１　代理人により本報告書を作成する場合は、報告者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載する。この場合においては、併せて委任状を添付する。

［２～５　略］

⑶　法第10条第１項の認定後に実施された返金措置に要した資金の調達方法を証する書類
表６のとおり。

（表６）

番号	添付書類の標目	証する事実	備考

以上

（記載要領）

［１～３　同左］

４　添付資料

①法第10条第１項の認定後に実施された返金措置を実施されたことを証する資料、②認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する実施状況を証する書類、③法第10条第１項の認定後に実施された返金措置に要した資金の調達方法を証する書類を添付する。日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は関係部分の抄訳を添付する。

⑴　［同左］

⑵　②認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する実施状況を証する書類

上記②の書類として、実施予定返金措置の対象となる者に対し、個別の通知をしたことを証する書類を添付するに当たっては、表２記載の当該実施予定返金措置の対象となる者に対応する番号順に当該書類を整理した上で添付する。また、表５－１に、当該書類が証する事実等を記載する。

個別の通知以外の方法による周知をしたことを証する書類を添付するに当たっては、表５－２に、当該書類が証する事実等を記載する。

⑶　③法第10条第１項の認定後に実施された返金措置に要した資金の調達方法を証する書類

上記③の書類を添付するに当たっては、表６に、当該書類の証する事実等を記載する。

（その他一般的な注意事項）

１　代理人により本報告書を作成する場合は、報告者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載した上、代表者の押印に代えて代理人が押印する。この場合においては、併せて委任状を添付する。

［２～５　同左］